

租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成28年度国土交通省事後評価実施計画（平成28年8月30日最終変更）に基づき、平成29年度税制改正要望にあたって、2件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

| | 事前評価 | ページ |
|--|------|-----|
| (都市局) | | |
| 1 生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充 | | 1 |
| 2 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置(被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例) | | 5 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充 |
| 2 | 対象税目 | (法人税:義)(国税 27) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 28) 【新設・ 拡充 ・延長】 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | 《内容》 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定されている面積要件を緩和することに伴い、新たに指定される生産緑地地区に対して、生産緑地地区を都市計画に定めるにあたっての現行と同様の税制措置が適用されるよう拡充する。 法人税・法人住民税・法人事業税 生産緑地法第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区内の土地が地方公共団体等に買い取られる場合に、譲渡所得の課税についてその譲渡益から 1,500 万円を特別控除する。 《関係条項》 租税特別措置法第 65 条の 4 |
| 4 | 担当部局 | 都市局公園緑地・景観課、都市計画課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成 28 年 12 月 分析対象期間:平成 25~31 年度 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和 49 年度 税制措置創設(恒久措置) |
| 7 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成 《政策目的の根拠》 ・社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月閣議決定) 健康で快適に暮らせる生活環境を確保するため、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図る。 ・都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号) 第 1 条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の多様な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。 第 13 条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるた |

| | | |
|--|--------------------|---|
| | | <p>めに必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第 14 条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>・都市農業振興基本計画(平成 28 年 5 月閣議決定)</p> <p>生産緑地の所有者が死亡等により生産緑地の買取り申出を行った場合において、市町村が必要な農地を買い取ることができるよう、市町村による計画的な取組を支援する。</p> <p>現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付 | <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <u>都市域における水と緑の公的空間確保量</u> 都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの</p> <p>都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園等の公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進するほか、緑地保全制度の的確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことができる空間を確保する。</p> <p>平成 24 年度 : 12.8 ㎡/人 → 平成 31 年度 : 13.9 ㎡/人</p> <p>*本指標は社会資本整備重点計画におけるものであり、当該計画においては平成 32 年度を達成目標年度としており、平成 31 年度では 13.9 ㎡/人を想定</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、所有者からの買取り申出に基づき、生産緑地地区が地方公共団体等に買い取られる場合のものである。本特例措置により、生産緑地地区が宅地等に転用されず、地方公共団体等によって緑地等の公共施設として維持されることで、良好で緑豊かな都市空間の形成に資する。</p> |

| 9 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>《適用数》 法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額（百万円）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*適用数は租税特別措置の適用実態調査結果を引用。 *生産緑地地区については、これまで個人所有の生産緑地地区が買い取られているため、法人所有の生産緑地地区の買取り実績はない。 *生産緑地地区に係る新規の都市計画決定に際しては、一定期間の営農が継続可能かどうか、また、主たる従事者が高齢となる場合には、その後継者が営農可能かどうかを予め農家に確認することとしているため、今般の改正により、面積要件が引き下げられた場合においても、当面は新たな指定が見込まれるが、直ちにこれらの買取り申出が発生する状況は想定されない。</p> | 年度 区分 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 適用件数（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 適用額（百万円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|--|--|--------------------|---|----------|-------|----|------|--------|----|------|--|---------|-----|-----|---|---|---|------|--------|----------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度 区分 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 適用件数（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用額（百万円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | 上記のとおり、改正法施行後 3 年程度の間には適用が想定されないため、今回要望している措置の拡充範囲において減収は見込まれない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・税収減是認効果 | <p>《効果》 ○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>(32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市域における水と緑の公的空間確保量 (m²/人)</td> <td>12.9</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13.9</td> <td>(14.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 25～27 年度の数値：国土交通省調べ</p> <p>生産緑地地区の面積要件の緩和により、多くの市街化区域内農地が生産緑地地区の指定対象となり、従来の生産緑地地区と同様の租税特別措置を講じることで、新たに小規模な生産緑地地区の指定が増加し、良好な都市環境の形成に資することが見込まれる。また将来的には、生産緑地地区が地方公共団体等によって買い取られ、緑地等の公共施設として整備されやすくなることにより、目標達成が図られる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置の拡充による税収減は、当面生じない見込みである。 なお、将来的には本特例措置によって、公共施設の用地の取得が困難な都市部においても、生産緑地地区を活かした公園整備や緑地保全が可能となるため、良好な都市空間の形成に資する。</p> | 年度 区分 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | (32) | 都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人) | 12.9 | 集計中 | 集計中 | — | — | — | 13.9 | (14.1) | | | | | | | | |
| 年度 区分 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | (32) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人) | 12.9 | 集計中 | 集計中 | — | — | — | 13.9 | (14.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置により、公共施設の用地の取得が困難な都市部において、生産緑地地区を活用した公園整備や緑地保全が可能となるため、良好な都市環境の形成という政策目的に照らして適正かつ最低限の措置である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割 | 地方公共団体が生産緑地地区を買い取り、都市公園を整備することに対しては国庫補助(社会資本整備総合交付金)がある。当該予算措置と本特例措置の双方が適用されることで、生産緑地地区が買い取られた以降も緑地とし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| | | 分担 | て保全されやすくなる。 |
| | | ③：地方公共 団体が協 力する相 当性 | 本特例措置は、地方公共団体等が生産緑地地区を買い取る場合を対象としている。 |
| 11 | 有識者の見解 | | － |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置(被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例) |
| 2 | 対象税目 | (法人税:義)(国税 43)、 (法人住民税:義)(地方税 41) 【新設・拡充・延長】 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | <p>《内容》</p> <p>① 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合、譲渡所得の1,500万円特別控除を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られた場合 ・被災市街地復興土地区画整理事業において公営住宅等の用地に供する保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合 <p>② 独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例(軽減税率)を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>③ 土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構(土地開発公社を含む。)に買い取られ対価を取得する場合、譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>《関係条項》</p> <p>【租税特別措置法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第65条の4第1項 ② 第62条の3第4項 ③ 第64条、第64条の2 |
| 4 | 担当部局 | 都市局市街地整備課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成28年12月 分析対象期間:平成29年度～平成31年度 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 7 | 適用又は延長期間 | <ul style="list-style-type: none"> ① 恒久措置 ② 3年間(平成29年1月1日～平成31年12月31日) ③ 恒久措置 |
| 8 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災市街地復興土地区画整理事業等により、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図る。</p> |

| | | <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第3条 「国及び地方公共団体は、大規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これらの災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業(中略)等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定) 第1章 現下の日本経済の課題と考え方 1 日本経済の現状と課題 (2) 熊本地震の対応 「補正予算等により当面の復旧対策に万全を期す。その上で、個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に点検・精査し、各自治体の財政状況に丁寧に目配りする中で、国庫補助の拡充・強化や、これに伴う地方負担に対する地方財政措置の充実等も含め、更にどのような対応が必要となるかを検討し、必要な財政支援をしっかりとっていく。 これにより、一日も早く、被災者が安心して生活でき、被災地の復興が成し遂げられるよう、できることはすべてやる、その決意の下で、政府一丸となって全力で取り組んでいく。」 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------|---|------|----|----|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災市街地復興推進地域等において施行される被災市街地復興土地区画整理事業等に係る事業用地の取得を円滑化し、早期に必要な事業用地を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 早期に必要な事業用地が確保されることで、早期の事業完了につながり、災害を受けた市街地の復興に寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>【適用件数(法人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>14</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度～平成31年度 熊本地震において、評価時点において見込まれる被災市街地復興土地区画整理事業が行われる場合の適用見込。今後、新たに被災市街地復興土地区画整理事業が実施される場合は、適用が見込まれる。</p> <p>※適用見込は、地方公共団体に調査を実施したもの。</p> <p>※②は現時点では適用が見込まれないが、熊本地震において事業を行う可能性がある地域に土地開発公社が存在しないためであり、今後、災害を起した場合、土地開発公社が存在する地域においては適用が見込まれる。</p> | 年度区分 | 29 | 30 | 31 | ① | 14 | - | - | ② | - | - | - | ③ | 3 | - | - |
| 年度区分 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 14 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 3 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | ②: 減収額 | <p>【減収額(法人)】</p> <table border="1" data-bbox="544 226 1099 535"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分 \ 年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>法人税</td> <td>▲49.1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>▲8.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td>法人税</td> <td>▲35.1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td>▲6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※単位:百万円</p> <p>※平成29年度～平成31年度 熊本地震において、評価時点において見込まれる被災市街地復興土地区画整理事業による減収額。今後、新たに被災市街地復興土地区画整理事業が実施される場合は、減収が見込まれる。</p> <p>【計算式】</p> <p>① 法人税 適用件数×1,500万円×法人税率 法人住民税 適用件数×1,500万円×法人税率×法人住民税率</p> <p>② 法人税 適用件数×2,000万円×法人税率×法人重課税率 法人住民税 適用件数×2,000万円×法人税率×法人重課税率×法人住民税率</p> <p>③ 法人税 適用件数×5,000万円×法人税率 法人住民税 適用件数×5,000万円×法人税率×法人住民税率</p> | 区分 \ 年度 | | 29 | 30 | 31 | | | | ① | 法人税 | ▲49.1 | - | - | 住民税 | ▲8.5 | - | - | ② | 法人税 | - | - | - | 住民税 | - | - | - | ③ | 法人税 | ▲35.1 | - | - | 住民税 | ▲6 | - | - |
|---------|-----|-----------------------|--|---------|--|----|----|----|--|--|--|---|-----|-------|---|---|-----|------|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|-----|-------|---|---|-----|----|---|---|
| 区分 \ 年度 | | 29 | 30 | | | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 法人税 | ▲49.1 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民税 | ▲8.5 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 法人税 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民税 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 法人税 | ▲35.1 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民税 | ▲6 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③: 効果・税収減是認効果 | <p>《効果》</p> <p>今後大規模な災害が起きた場合に、災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地土地区画整理事業等の施行が想定されるが、事業のためには事業用地の確保が不可欠となる。</p> <p>本特例により、早期に事業用地を確保することで、早期の復興が図られることが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例により、被災市街地復興土地区画整理事業等が円滑に施行されることで、早期の事業完了による経済的損失の低減、防災性の向上した市街地形成による人命リスクや地震・火災等による被害のリスクの低減が図られるため、税収減を是認する効果が有ると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には特別立法により税制上の対応を行ってきたところであるが、本特例は、近年災害が頻発していることを踏まえ、規定を常設化するものであり、租税特別措置法上の措置によることが適切と考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>税制以外の措置としては予算上の措置が想定されるが、予算上の措置については施行者に対する公共施設の整備、宅地の造成が主たるものとなっている。本特例は、被災市街地復興土地区画整理事業等が施行される場合に、事業に必要な用地を提供する者に対して税制上のインセンティブを与え、早期の事業用地の確保を図るものであることから、他の政策手段と役割分担がなされている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|-------------------------------|--|
| | ③: 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 本特例は地方公共団体等が施行する被災市街地土地区画整理事業等に適用されるものであり、国税及び地方税の特例を措置することにより、国と地方公共団体が協力して早期の復興を図ることを見込むものである。 |
| 11 | 有識者の見解 | — |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |